

## 市立東大阪医療センター設計・施工一括発注方式実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、法人が発注する市立東大阪医療センターにおける建設工事について、設計・施工一括発注方式（以下「本方式」という。）を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 本方式は、設計と施工を一括して同一の者に発注する契約方式であり、事業者による設計提案、施工方法等に関する提案（以下「技術提案」という。）を受けることで、効率的・合理的な設計・施工の実施、並びに工物品質の一層の向上を目的として行う方式で、次のものをいう。

- (1) 概略の仕様や基本的な性能等に基づき、基本設計及び詳細設計（実施設計）と施工を一体として発注するもの（以下「性能発注方式」という。）
- (2) 基本設計に基づき、詳細設計（実施設計）と施工を一体として発注するもの（以下「詳細設計付発注方式」という。）
- (3) 概略の仕様や基本的な性能等に基づき技術提案を募集し、最も優れた提案を行った者を優先交渉権者とし、その者と交渉した価格や施工方法等に基づき、基本設計及び詳細設計（実施設計）と施工を一体として発注するもの（以下「技術提案・交渉発注方式」という。）

### (対象工事)

第3条 本方式の対象となる工事は、次のとおりとする。

- (1) 性能発注方式については、事業者の技術力等の活用により、工期の短縮やコスト縮減を図る可能性のある工事で、個々の事業者が有する設計技術と施工技術を一体で活用することが、業務の運営上、合理的であると考えられるもの
- (2) 詳細設計付発注方式については、メーカーや施工業者が設計技術を有するもので、施工業者が保有する機器材等により施工方法等が異なるため、これらを踏まえた詳細設計を行うことが、効率的と考えられるもの
- (3) 技術提案・交渉発注方式については、特殊な施設又は施工の難易度の高い施設であって、最適な仕様の設定又は仕様的前提となる条件の確定が困難であるため、最も優れた技術提案によらなければ工事目的の達成が難しいと考えられるもの

### (契約予定者の選定方法)

第4条 本方式における契約予定者の選定方法は、次のとおりとする。

- (1) 性能発注方式については、一般競争入札又は総合評価一般競争入札により契約予定者を決定する。
- (2) 詳細設計付発注方式については、総合評価一般競争入札により契約予定者を決定する。

(3) 技術提案・交渉発注方式については、公募型プロポーザル方式により契約予定者を決定する。

(契約手続き)

第5条 本方式における契約手続きは、次のいずれかとする。

(1) 設計・施工一括型（入札タイプ）

一般競争入札又は総合評価一般競争入札により決定した契約予定者と技術提案等にかかる協議を行い、協議が成立した場合に設計及び施工の契約を締結する。

(2) 設計・施工一括型（交渉タイプ）

技術提案に基づき選定された契約予定者と価格等の交渉を行い、交渉が成立した場合に設計及び施工の契約を締結する。

(3) 技術協力・施工型

技術提案に基づき選定された契約予定者と技術協力業務の契約を締結し、別の契約に基づき実施している設計に技術提案内容を反映させながら価格等の交渉を行い、交渉が成立した場合に施工の契約を締結する。

(4) 設計交渉・施工型

技術提案に基づき選定された契約予定者と設計業務の契約を締結し、設計の過程で価格等の交渉を行い、交渉が成立した場合に施工の契約を締結する。

(公告)

第5条 本方式により事業者を募集するときは、入札公告等に次の事項を明記することにより行うものとする。

(1) 設計・施工一括発注方式の対象工事であること

(2) 提示した性能及び設計等に係る図面及び仕様書等の内容に基づき、工事施工に必要な設計及び施工方法等についての技術提案を求めること

(3) 技術提案の審査の結果、提案が採用されない場合があること

(4) 技術提案を適正と認めることにより、設計及び工事に関する事業者の責任が軽減されるものではないこと

(低入札調査基準価格)

第6条 本方式において、市立東大阪医療センター低入札調査実施要綱は適用しないものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成30年5月7日から施行する。